

「入会のしおり」

1 入会資格について

当会は、概ね幼稚園児から上限なく入会していただけます。

剣道に対する興味と情熱がある方ならどなたでも、いつでも入会を歓迎します。

2 入会手続きについて

入会届けに必要事項を記入し、入会金(3,000円)を添えて、当会の事務局に提出してください。一度納入された入会金はお返しできません。一度入会されると、退会されない限り、原則として終身会員となります。

3 稽古のご案内

(1) 場所

県立丸亀高校武道館（丸亀武道館） 二階剣道場

(2) 日時・時間

① 小学生は、原則として毎週火・木・土曜日の午後6時半から同8時まで行っています。

② 中学生以上から一般までを中心に午後8時から同45分まで行います。

ただし、小学生で自主的に居残り稽古の希望者は、原則として火曜日・土曜日の週2回はこの時間帯に稽古ができます。

③ 稽古予定日が祝祭日の場合は休みです。また、稽古予定日の午後5時の時点で、気象庁による警報が出されている場合は臨時に休みとします。

4 会費について

会費は、月額2,000円です。

会費は、武道館使用料、大会経費、行事等運営費、スポーツ傷害保険、その他諸経費に使用します。

会費は、事務の省力化のため、四半期に分け、3月・6月・9月・12月に翌3か月分を集金します。なお、途中入会などの場合は、月割でお願いすることもあります。

※ 特例として、小学生の兄弟姉妹が、一度に3人在籍する場合は、入会金は必要ですが3人目の会費は全額免除とします。

5 会の運営について

当会の運営は、主に役員（指導者）と保護者の代表で行っておりますが代表以外の保護者にも、各種行事、大会、運営に携わっていただきます。また、稽古中の補助もお願いすることがあります。

稽古中は、怪我や事故がないよう指導に努めますが、稽古中に怪我、体調不良等があった場合は、原則として指導者で応急処置はいたします。その後は、保護者で適切な対応をお願いします。

なお、医療機関等で治療を受けた場合は、スポーツ傷害保険が適用される場合がありますので、ご相談ください（ただし、入会直後は、加入手続きが完了していない場合がありますのでご留意ください）。

指導に従わない身勝手な行動など、怪我や事故、トラブルにもつながるような行動は厳に慎むよう保護者においても指導をお願いします。

6 指導について

道場での子どもたちの指導は、基本的に指導者に一任願います。指導者は、剣道の正しい伝承と発展のために、剣の理法に基づく竹刀（刀）の扱い方を指導します。

また、互いを敬う心と、形を表す礼法指導によって、節度ある生活態度を身に着け、現代社会に必要な社会的態度の向上に努め、人格を高めて自己社会を確立し、心身共に健全なる育成を図ります。

7 保護者の付き添いについて

武道館における他団体との共有駐車場の混雑の改善と、子ども達の自主性を育むため、原則として保護者代表に稽古終了まで残っていただくなど緊急時の対応に備えた協力をしていただき、次の条件で、基本的に保護者の付き添いを自由とします。

（条件）

- (1) 入会から概ね一年間は、学年関係なく保護者が付き添うこと。
- (2) 小学三年生までは、保護者が付き添うこと。ただし、面の装着ができる子どもの保護者は、付き添いを自由とし、小学四年生以上であっても、面の装着ができない子どもの保護者は、必ず付き添うこと。
- (3) 保護者が付き添っていない時に、子どもの怪我や事故等の緊急時の対応のため、各保護者は、確実に連絡がとれる緊急連絡先を保護者代表に申し出ておくこと。

8 休会・退会について

諸般の事情により活動を一時休止または退会をする場合は、指導者・保護者代表に申し出るなど、所定の手続きをお願いします。休会期間は一年間としますが、申し出により延長が可能です。

ただし、申し出がないまま休会期間が経過した時は、自動的に退会扱いとなり、複会は再入会扱いとなります。

又、一度休止・退会しても、復会したい場合はいつでもお申し出ください。

9 その他

剣道は、正しい服装と道具で、正しい稽古をすることが大切です。

ご自分の道具類は、原則としてご自分で用意願います。

ただし、特別の事情がある場合は、指導者・保護者代表に申し出てください。